

慶弔見舞金に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡県電気工事工業組合（以下「組合」という。）の祝金、弔慰金及び見舞金に関し、必要な事項を定める。

(結婚祝金)

第2条 組合員が結婚したときは、祝金 10,000 円を支給する。

(弔慰金)

第3条 組合員、組合員の配偶者、子若しくは父母又は組合員の配偶者の父母（組合員と同居している場合に限る。）が死亡したときは、次の弔意金を支給する。

(1) 組合員 30,000 円（なお、組合員が組合の役員の場合は、50,000 円）

(2) 組合員の配偶者、子又は父母 15,000 円

(3) 組合員の配偶者の父母 10,000 円

2 組合の役員又はその配偶者、子若しくは父母が死亡し、理事長が葬儀に参列できないときは、弔電を打つものとする。

(傷病見舞金)

第4条 組合員が、傷病により 30 日以上入院したときは、10,000 円を支給する。

(災害見舞金)

第5条 組合員の住居が震災、風水害、火災等不慮の災害を受けたときは、次の区分により災害見舞金を支給する。

(1) ぼや 10,000 円

(2) 半焼又は半壊 30,000 円

(3) 全焼又は全壊 50,000 円

(功労祝金)

第6条 組合員が、業界に対する功績により表彰されたときは、次の区分により功労祝金を支給する。

(1) 叙勲又は褒章 30,000 円

(2) 大臣表彰 20,000 円

(3) 国の部局長表彰 10,000 円

(4) 知事表彰 10,000 円

2 組合員が、業界外における功績により、叙勲、褒章又は大臣表彰を受けたときは、10,000 円を支給する。

(受給手続)

第7条 組合員がこの内規により慶弔見舞金を受けようとするときは、所定の様式によって、組合に届け出なければならない。

附 則

この内規は、令和4年5月1日から施行する。